

美波 SDGs リビングラボポータルサイト構築業務委託仕様書

1. 業務名

美波 SDGs リビングラボポータルサイト構築業務

2. 業務の目的

美波町では、令和4年5月に国の「SDGs 未来都市」に選定されたことを受け、町内における SDGs の理念の浸透を図り、町民をはじめ、各主体による SDGs 達成に向けた自主的な取組を促進するための事業を推進しているところである。

本業務は、町内の SDGs 関連情報・取組を集約し、町内外へ発信するとともに、相互に繋がり取組を加速させるためのプラットフォームとして「美波 SDGs リビングラボポータルサイト」を構築するものである。

3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年1月31日まで

4. 履行場所

美波町役場政策推進課ほか

5. 業務の内容

(1) SDGs 推進のためのプラットフォームシステムの（以下、「本システム」という）構築と運用保守を行う。

本システムには、以下の仕組みが実装されていること。

- ・地方創生 SDGs 推進のための体制づくりを目的として、本町が専用で運用・管理できる WEB パッケージ（以下、「自治体サイト」という）であること。
- ・SDGs に関する情報発信をするための公開用 WEB サイト（以下、「公開サイト」という）があること。
- ・利用者が登録を行うことで開設できる利用者向け管理画面があること。

(2) 自治体サイトを管理・運営するための運用者向け管理画面管理画面があること。

6. 機能要件

(1) アカウントについて

- ・アカウント利用者にはアカウント登録した者を「アカウント利用者」とし、アカウント利用者は同サイトに用意された専用ページを利用することができること。
- ・本システムが提供する提供する運用管理画面運用管理画面からから操作を行うアカウントとして、運用管理画面運用管理画面内の全ての機能を利用できる「システム管理者」とシステム管理者から割り当てられた権限に従い運用に必要な機能を利用できる「システム運用者」があること。

(2) 公開サイトの機能

- ・公開サイトは、PC およびスマートフォン用にデザインが最適化されていること。
- ・公開サイトは、利用者が本システムのアカウント登録および「SDG s 宣言」の募集および SDG s 登録制度の申請をするページがあること。
- ・公開サイトは、利用者が専用ページに登録した活動の基本情報や、活動報告を表示できるページがあること。
- ・公開サイトは、自治体が運用管理画面から登録したお知らせを表示できるページがあること。

(3) 利用者専用ページの機能

- ・利用者は、公開サイトからアカウント登録を行うことで、専用ページを利用できること。
- ・公開サイトに公開する利用者アカウントのプロフィールを編集・設定できること。
- ・アカウント利用者は、申込フォームから必要事項を記入することで利用申請できること。
- ・システム運用者により承認された SDG s 宣言に対する宣言書および SDG s 登録制度に対する認定書をマイページからダウンロードできること。
- ・承認された宣言、宣言、SDG s 登録制度に紐づく具体的な「活動」を作成し、公開サイトに公開できること。

(4) 運用管理画面の機能運用管理画面の機能

- ・システムに関するお知らせやサイトの閲覧数、登録者数などの レポートを確認できること。
- ・申請された SDG s 宣言 および登録制度は、運用管理画面にて申請中、承認済み、否認を一覧で確認することができ、それらに対して一括または、個別に承認できること。
- ・承認、否認の結果は、利用者の専用ページに表示され、登録アドレスにメールが送信されること。
- ・専用ページより利用者が登録した活動は、申請中、承認済み、否認を一覧で確認することができ、申請中に対して一括または、個別に承認、否認できること。
- ・アカウント利用者に対して一斉または条件を指定し、条件に当てはまる利用者にメッセージを配信できること。
- ・配信したメッセージは利用者がアカウント登録したメールアドレスに配信できること。
- ・メッセージの詳細や添付ファイルは、利用者のマイページで確認できること。
- ・メッセージには、添付ファイルを配信できること。
- ・作成中のメッセージメッセージは、保存できること。

7. 前提条件

- ・ISO/IEC 27001 (JIS Q 27001) 認証またはプライバシーマーク付与認定を取得していること。
- ・提供されるシステムは、日本国内のデータセンター内に構築されたクラウド型のサービスであること。

8. 保守

- ・システム運用・操作に関するシステム管理者と運営担当者からの問合せを受付するための

ヘルプデスクを設置すること（会社休業日を除く、平日午前9時00分から午後5時30分まで）

- ・システム障害時には、365日体制で電話を受け付けられる緊急窓口を用意すること。

24時間365日体制でシステムを監視し、システム停止等の障害発生時には速やかに復旧できる体制が整備されていること。

9. ポータルサイトの稼働時期

ポータルサイトの稼働は、令和5年12月までに発注者の立ち合いの元動作確認を行った上で、システムの構築を完了し、令和6年1月以降からシステムによる利用申請、承認を行えるスケジュールとする。

10. 説明会

オンラインによる説明会を実施すること。

11. その他

この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。